

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成31年3月26日付けで行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、そもそもA社から給与を受け取っていない。同社の退社は円満なものではなく、本件給与受領のために請求人が同社を訪れ、現金で受け取ったとは考えられない。また、受領証などの資料も処分庁から示されていない。

さらに、請求人は、同社退社直後、担当者に対して報告の上、苦情を述べており、処分庁に対して本件給与収入を隠蔽する理由はない。

以上のとおり、本件処分は違法・不当というべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月1日	諮問
令和元年12月24日	審議（第40回第4部会）
令和2年1月28日	審議（第41回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると、また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (3) 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部

又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に10分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。

- (4) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、法78条の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている（IV・4・(1)）。
- (5) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23・（答）(3)参照）。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている（問答集問13-25・（答）参照）。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年

4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)によれば、収入の認定に係る収入に関する申告及び調査について、収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること(第8・1・(2))、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明する資料があれば、必ずこれを提出させることとされている(同・(3))。

(7) また、同じく次官通知によれば、収入の認定は月額によることを原則とするとされ(同・2)、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること、勤労収入を得るための必要経費としては、所得税及び通勤費等の実費の額を認定することとされている(同・3・(1)・ア)。

(8) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)によれば、保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこととされている(局長通知第10・2・(7)・オ)。

2 本件処分について

(1) 請求人は、本件保護の開始直後、担当者から収入申告義務を含む生活保護制度の重要事項につき説明を受け、確認書に署名押印をした上で所長に提出していることから、請求人において、

何らかの収入があった場合は、所長に対して収入申告義務があることを充分認識していたことが認められる。また、請求人は、上記確認書提出後、証拠とともに収入申告をしており、さらに、A社に就職する直前の平成28年5月17日にも、所長に対してB社の就労に係る収入を申告していたことが認められる。

しかしながら、請求人は、上記B社からの給与の収入申告からわずか1か月程度の時点において、A社からの給与の収入申告を怠り、平成31年3月15日、担当者が問い質すまでの間、A社での就労自体を所長に報告していなかった。なお、このほかにも、平成29年にC社及びD社にそれぞれ就労していたにもかかわらず、平成30年8月に担当者が問い質すまで、両社での就労を所長に報告せず、その結果、平成31年2月に法78条に基づく徴収金請求（先行処分）を受けるに至っている。

以上の事情に基づけば、処分庁が、本件給与の受領に係る収入申告を怠ったことについて、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」（上記1・(4)）に該当すると判断したことは妥当であるというべきである。

- (2) そして、処分庁は、請求人の収入額の算定に当たり、必要経費として交通費1,200円を計上しているところ、問答集によれば、「各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされており（1・(5)）、上記計上額の算定は、請求人居宅の最寄駅（〇〇線〇〇駅）と本件集積所の最寄駅（同線〇〇駅）の間の運賃（150円）に乗車回数（8回。勤務日数4日の往復）を乗じたことを根拠とするものであるから、当該必要経費の算定は妥当である。

なお、処分庁は、本件給与を平成28年7月の収入として認

定しているが、本件給与の支払日が同年6月28日であり、本件給与が同月中において請求人の生活の維持のために活用されているとはいいがたいことから、本件給与について「当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合」（1・(8)）に該当すると判断し、翌月の平成28年7月の収入として認定したことも妥当である。

- (3) 以上により、処分庁が、請求人のA社に係る就労収入について、法78条を適用して、本件処分に係る徴収金額の算定に当たり、徴収対象期間を「平成28年7月1日～平成28年7月31日」とし、徴収対象期間の支給済み保護費133,239円のうち、請求人が申告を怠った本件給与に係る収入額27,156円から必要経費（交通費）1,200円を控除して得た25,956円に相当する保護費を徴収することとして、徴収金額を25,956円と決定したこと（本件処分）は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に従った適法なものということができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものとすることはできない。

- 3 請求人は、前記第3のとおりに、本件処分は違法・不当であると主張する。しかしながら、本件処分が違法・不当でないことは上記2・(3)に示したとおりであり、請求人の主張を認めることはできない。

これに対し、請求人は、そもそも本件給与を受領していないとし、本件給与の受領証などが示されていないと主張する。

この点、本件給与に係る受領証が請求人の本件給与受領の有力な証拠となることは確かであるが、当該受領証が不存在であるからといって、本件給与の受領が否定されるということにはならない。

なお、本件給与の支払は、〇〇区〇〇課から提供された請求人

に係る A 社の給与支払報告書により確認されており、その額も A 社が提出した法 29 条に基づく調査の結果や支給明細書の記載と整合していることが認められる。

その一方で、本件給与の金額（2 万 7 千余円）は、請求人が放置できるような少額のものであるとはいえず、また、A 社からの処分庁に対する報告書によれば、請求人が本件給与受取りのため本件集積所に来るよう指示され、本件給与を受領していることを認めることができ、これを覆すに足る証拠はない。

以上によれば、請求人が本件給与を受領したことを認定した処分庁の判断は妥当であるといえることができるから、上記請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美